ＩＣＴ活用工事（法面工）・受注者希望型

**別添４**

特記仕様書（記載例）

１　ＩＣＴ活用工事

本工事は、ＩＣＴ活用工事（法面工）・受注者希望型の対象工事である。

ＩＣＴ活用工事とは、建設現場の生産性向上を目的として、建設生産プロセスの各段階において、次に示すＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工（法面工においては該当無し）

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

２　実施方法

受注者は、ＩＣＴ活用工事を実施する意向がある場合は、契約後、施工計画書の提出までにＩＣＴ活用工事計画書（様式１）に具体的な実施内容を記載し、監督職員と協議を行うこと。協議が整い、監督職員が指示した場合に、受注者は、「ＩＣＴ活用工事（法面工）試行要領（山口県土木建築部）」に基づきＩＣＴ活用工事を実施することができるものとする。

３　ＩＣＴ施工技術の実施内容

受注者は、ＩＣＴ活用工事を実施する場合は、ＩＣＴ施工技術のうち、②３次元設計データ作成、④３次元出来形管理等の施工管理及び⑤３次元データの納品を必ず実施すること。この場合の３次元出来形管理は管理断面による管理を標準とする。

また、受注者は、①３次元起工測量を追加して実施することができる。この場合の３次元出来形管理は面管理を行うものとする。

４　ＩＣＴ活用工事の費用について

ＩＣＴ活用工事に係る費用については、「ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領」等に基づき設計変更を行い、落札率を乗じた価格により変更契約を行うこととする。

５　機器類の調達

本工事に必要なＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成することとし、使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議すること。

６　工事成績評定

ＩＣＴ施工技術の①～⑤（③は対象外）を全て実施した場合は、創意工夫【施工】で２点を加点する。ただし、必須項目（②３次元設計データ作成、④３次元出来形管理等の施工管理、⑤３次元データの納品）のみを実施した場合は、１点を加点する。

７　ＩＣＴ施工に係る県内企業の活用

受注者は、ＩＣＴ施工における関連業務（３次元起工測量、３次元設計データ作成等）を委託に付す場合は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内企業の優先活用に努めること。

８　現場見学会等への協力

受注者は、本工事が、山口県i-Construction推進連絡会又は山口県が主催する現場見学会等の対象となった場合は、実施に協力すること。

９　その他

本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。